

5. 建築確認申請書を必ず出しましょう

建築主は新築工事等始める前に建築確認申請をして、建築主事または、指定確認検査機関の確認を受けなければなりません。建築物の計画または工事監理は建築士が行いますが、規模によっては自分でもできます。なお、建築確認申請をする際は、建築計画概要書や建築工事届を一緒に提出する必要があります。

	構造	木造建築物			鉄筋コンクリート造、鉄骨造、石造、レンガ造、コンクリートブロック造、無筋コンクリート造		高さ13mまたは軒高9mを超えるもの
		平屋建て	2階建て	3階建て	高さ13mかつ軒高9m以下		
延べ面積 (㎡)	高さ・階数				平屋建て 2階建て	3階建て以上	
30以下		自		2	自	2	1
30を超え100以下		自		2	2	2	1
100を超え300以下		3		2	2	2	1
300を超え500以下		2	2	2	1	1	1
500を超え1000以下	一般	2	2	2	1	1	1
	特殊※	1	1	1	1	1	1
1000を超えるもの	一般	2	1	1	1	1	1
	特殊※	1	1	1	1	1	1

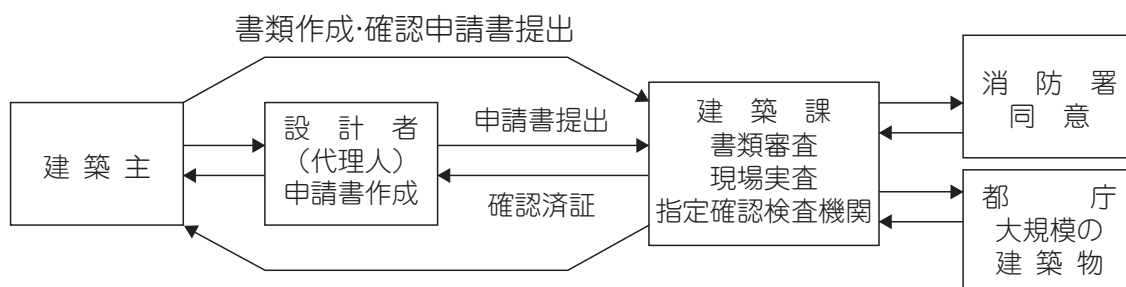
凡例

- 1 は 一級建築士でないと設計ができない規模
- 2 は 一級・二級建築士でないと設計ができない規模
- 3 は 一級・二級建築士・木造建築士でないと設計ができない規模
- 自 は 建築士でなくとも(建築主でも)設計ができる規模

※特殊とは、具体的には、学校、病院、劇場、映画館、観覧場、公会堂、集会場、百貨店の用途に供する建築物のこと。

豆知識

●建築確認申請の流れ



●構造計算適合性判定制度について

平成 19 年 6 月 20 日施行の改正建築基準法により、地階を除く階数が 4 以上ある鉄骨造の建築物や高さが 20 m を超える鉄筋コンクリート造の建築物等の計画に際しては、構造計算適合性判定が必要となります。

なお、耐震診断および仮設建築物、工作物に関しては、構造計算適合性判定は不要です。

●構造設計一級建築士 / 設備設計一級建築士制度について

(1) 構造設計一級建築士による設計への関与が義務づけられる建築物

- ・一級建築士でなければ設計・工事監理ができない建築物（P 27 参照）のうち、高さ 60 m 超の建築物および構造計算適合性判定が義務づけられている高さ 60 m 以下の建築物について、原則として構造設計一級建築士による設計への関与が義務づけられます。
- ・図書省略認定を受けた建築物や型式適合認定を受けた建築物は、対象とはなりません。

(2) 設備設計一級建築士による設計への関与が義務づけられる建築物

- ・階数が 3 以上、かつ、床面積 5,000 m² 超の建築物について、設備設計一級建築士による設計への関与が義務づけられます。

●指定確認検査機関について

平成 10 年の建築基準法改正により、これまで特定行政庁の建築主事が行ってきた建築確認および検査の業務を、国土交通大臣や都道府県知事から指定された民間の確認検査機関（指定確認検査機関）で行うことができるようになりました。指定確認検査機関は、建築確認を取り扱うことができる建築物の範囲や業務の対象地域が定められていますが、指定業務範囲内では建築主事と同等の審査・検査を行う権限を持っています。

●確認申請の受付前に行っていただくこと

一定規模以上の建築物、または一定以上の開発の伴う建築確認申請を行う場合などは、建築確認申請の前にいろいろな手続きが必要となりますのでご注意ください。これについては、P 51 に記載してありますのでそちらをご覧ください。